



News. Vol. 268

7月号

特定非営利活動法人
さいたま起業家協会発行
令和6年7月10日

巻頭言 横井 博之

夢なき者に理想なし、理想なき者に計画なし、
計画なき者に実行なし、実行なき者に成功なし。
故に、夢なき者に成功なし。

吉田松陰

What's new 最近の活動

- 起業コラムのアップ情報（5月14日投稿・株式会社ウェブリク 菅沼大樹さん）
[中小企業白書まとめ（2024年版） | さいたま起業家協会 \(saitama-kk.org\)](#)
 - 6月3日（月）理事会が開かれました。
 - 6月15日（土）例会が開催されました。
- 新企画『自己PR例会』と『起業支援士に関するディスカッション』※詳しくは裏面にて
- 6月24日（月）第3回経営計画立案塾が開催されました。

Topics 「定額減税における住民税の徴収方法知っていますか？」
鳴島浩一税理士事務所 鳴島浩一

定額減税がはじまりました。今回は、定額減税が行われる際の住民税の徴収方法について述べます。

- 1 給与所得に係る特別徴収の場合
令和6年6月分の住民税は徴収されません。「定額減税「後」の年税額」を令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で平均した税額が毎月徴収されます。正確には、令和6年7月分の徴収分は、端数分だけ少しだけ高くなります。
- 2 普通徴収の場合
「定額減税「前」の年税額」をもとに算出された第1期分(令和6年6月分)の税額から控除され、第1期分から控除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から、順次控除されます。
- 3 公的年金等に係る所得に係る特別徴収の場合
「定額減税「前」の年税額」をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。ただし、令和6年度分の個人住民税において初めて公的年金等に係る所得から特別徴収される場合は、令和6年6月分の普通徴収税額から控除し、控除しきれない場合は令和6年8月分の普通徴収税額から控除し、さらに控除しきれない場合は令和6年10月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。

住民税の徴収方法は様々です。又、控除しきれない場合は、別途措置があるようです。詳しくは、お住まいの地方自治体にお問い合わせください。（参考 国税庁 総務省）

Schedule 今後の活動予定 （詳しくはこちら → <https://saitama-kk.org/event/> ）

- 7月19日（金）18：30～ 例会
- 8月17日（土）18：00～ 例会

◆賛助会員
埼玉りそな銀行、武蔵野銀行浦和支店、埼玉縣信用金庫、有限責任監査法人トーマツさいたま事務所、株式会社Mio

さいたま起業家協議会 イベントのご案内

さいたま起業家協議会では、下記の日程・講演内容で、起業講座・例会などを開催する予定です。皆様、奮ってご参加ください。資料等の準備のため、参加をご希望の方は、さいたま起業家協議会ホームページ（イベントページ）よりお申し込みください。 <https://saitama-kk.org/event/>

さいたま起業家協議会 7月例会

『新規顧客開拓』と『ビジネス本音トーク』

日時：7月19日（金）18時30分～

会場：新都心ビジネス交流プラザ4階会議室

内容：Part①『新規顧客開拓について』講師：株式会社ウェブリク 菅沼大樹氏

Part②『ビジネス本音トーク』参加者による3分間スピーチ

現在取り組んでいること、印象的な出来事など、ビジネスに絡むことであれば内容は自由

さいたま起業家協議会 8月例会

『暑気払い』

日時：8月17日（土）18時～

（詳細は改めてご案内いたします）

『起業支援士』商標登録のご報告

かねてより申請しておりました起業支援の民間資格『起業支援士』の商標登録が完了しました。これに伴い、資格付与条件などを検討して新たな事業としてスタートします。検討結果を含む今後の活用方法などは随時ご報告いたします。どうぞご期待ください。



会員情報（近況・今後の予定など） 5月末時点の情報

菅沼大樹さん（株式会社ウェブリク）

：ゴルフの自己ベストが100になりました。もうすぐ100切り！

会員情報募集中！

皆さんの近況や今後の予定などお寄せください。例会案内の出欠システムに記入する際、コメント欄に【近況】として1行程度書いていただければ協議会ニュースに掲載いたします。（上記参照）